

指宿広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例
施行規則

(平成25年指宿広域市町村圏組合規則第10号)

改正 平成29年指宿広域市町村圏組合規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、指宿広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（昭和51年指宿広域市町村圏組合条例第3号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(し尿投入許可及び使用料の納入)

第2条 条例第5条第1項に定めるし尿処理施設の使用の許可を受けようとする者は、管理者にし尿投入許可申請書（第1号様式）を提出して、し尿投入許可証（第2号様式）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により、し尿投入許可証の交付を受け、し尿を投入する者（以下「し尿投入者」という。）は指宿広域市町村圏組合職員（以下「職員」という。）の指示する投入計画に従うものとする。

3 し尿投入者は、条例第6条第1項に定めるし尿処理施設使用料の当該月分を翌月の末日までに納入通知書により、納入しなければならない。

4 し尿投入者は、職員がし尿処理施設の使用料納入領収書の提示を求めた場合は、これを拒んではならない。

(ごみ処理手数料の納入)

第3条 ごみ処理施設にごみを直接搬入しようとする者は、条例第6条第2項に定めるごみ処理手数料（以下「ごみ処理手数料」という。）をその都度納入しなければならない。ただし、許可業者その他管理者が認めた者は、毎月、ごみ処理手数料の当該月分を翌月の末日までに納入通知書により納入することができる。

2 前項ただし書の規定によりごみ処理手数料を納入しようとする者は、あらかじめごみ処理手数料後納申請書（第3号様式）を管理者に提出し許可を得なければならない。

3 管理者は、前項の申請書を受理し、その内容を審査し適合すると認めるときは、ごみ処理手数料後納許可証（第4号様式）に、次の許可条件を付して交付するものとする。

(1) 第1項の納期限内に、ごみ処理手数料を納付しない場合はごみの搬入を停止することができる。

(2) ごみ処理手数料の納付の延滞等があり、後納扱いが適当でないとき認めるときは、許可を取り消すことができる。

(3) ごみ搬入時に許可証を提示すること。

（ごみ処理手数料の免除）

第4条 条例第7条に定めるごみ処理手数料の免除を受けようとする者は、ごみ処理手数料免除申請書（第5号様式）を管理者に提出し許可を受けなければならない。

2 ごみ処理手数料の免除についての適用は、次のとおりとする。

(1) 火災により発生したごみ。ただし、被災した者が処理業者に委託し搬入した場合は、この限りでない。

(2) 社会事業その他公益を目的とする団体の事業活動に伴い発生するごみ

(3) 生活保護者が搬入するごみ。ただし、生活保護者であることを証明できるものを提示した場合に限る。

(4) 市政業務ごみ。ただし、市が処理業者に委託している場合は、この限りでない。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が認めるもの

（施設損傷の弁償）

第5条 指宿広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設の建物又は設備を損傷した者は、管理者の指示するところに従いこれを修理し、又はその費用を弁償しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月29日指宿広域市町村圏組合規則第4号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

し尿投入許可申請書

年 月 日

指宿広域市町村圏組合

管理者 様

住所

氏名

㊞

指宿広域市町村圏組合し尿処理施設にし尿を投入したいので、指宿広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第2条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

なお、許可を受けたときは、指宿広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則を遵守いたします。

記

1 申請期間 年 月 日 から 年 月 日

2 搬入車両等

車 両	車 番	搬入責任者

3 添付書類 一般廃棄物処理業許可証の写し

第2号様式（第2条関係）

許可番号 第 号
年 月 日

し尿投入許可証

住所

氏名

年 月 日に申請のあったし尿投入について、下記条件を付して許可する。

記

- 1 許可期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令及び本組合関係例規に違反した行為を行ってはならない。
- 3 し尿を投入する場合はこの許可証を提示すること。

指宿広域市町村圏組合
管理者



第3号様式（第3条関係）

ごみ処理手数料後納申請書

年 月 日

指宿広域市町村圏組合

管理者 様

申請事業所 所在地

氏 名 ⑩

電話番号

指宿広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第3条第1項ただし書の規定により、ごみ処理手数料を後納したいので同条第2項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 後納を申請する理由

--

2 申請期間

年 月 日から
年 月 日まで 間

3 搬入車両等

車 両	車 番	搬入責任者

第4号様式（第3条関係）

ごみ処理手数料後納許可証

指 広 第 号
年 月 日

様

指宿広域市町村圏組合

管理者



年 月 日付けで申請のあったごみ処理手数料の後納について、下記の条件を付して許可する。

記

1 許 可 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

2 許 可 条 件

- (1) 納期限内に、ごみ処理手数料を納付しない場合はごみの搬入を停止することができる。
- (2) ごみ処理手数料の納付の延滞等があり、後納扱いが適当でないとき認めるときは、許可を取り消すことができる。
- (3) ごみ搬入時にこの許可証を提示すること。

第5号様式（第4条関係）

ごみ処理手数料免除申請書

年 月 日

指宿広域市町村圏組合管理者 様

申請者 住所

氏名

印

(名称)

指宿広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例第7条に定めるごみ処理手数料の免除を受けたいので同条例施行規則第4条の規定により申請します。

搬入期日	年 月 日から 年 月 日までの 日間
ごみの種類	
ごみの重量	kg
免除の理由	

ごみ処理手数料免除許可証

上記申請によるごみ処理手数料の免除を許可する。

年 月 日

指宿広域市町村圏組合
管理者

印

この許可証は、ごみ搬入時にごみ処理場へ提出してください。